



島根県報

平成30年 5月25日 (金)

第 3,008 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域活性化枠）補助金の交付の対象等を定める告示	(地 域 政 策 課)	2
補助金等交付規則第3条の規定により再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域貢献枠）補助金の交付の対象等を定める告示	(〃)	3
生活保護法の規定による施術機関の指定	(地 域 福 祉 課)	4
生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出	(〃)	5
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	5
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	5
保安林の指定（4件）	(〃)	5
指定漁船調書の縦覧	(水 産 課)	7
洪水浸水想定区域の指定（4件）	(河 川 課)	8
公有水面埋立免許の出願	(港 湾 空 港 課)	9
都市計画事業変更の認可	(下 水 道 推 進 課)	10
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(審 査 指 導 課)	11

【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム保守管理業務に係る随意契約の相手方等	(病 院 局)	11
島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務に係る随意契約の相手方等	(〃)	11
島根県立中央病院におけるデジタルX線透視撮影システム調達及びメンテナンス業務に係る一般競争入札の実施	(〃)	12

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		15
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		15
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		17
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体		18
政治資金規正法の規定による指定の取消しの届出のあった資金管理団体		18

【公安告示】

交通誘導警備業務1級検定及び交通誘導警備業務2級検定の実施	(警 察 本 部)	18
雑踏警備業務1級検定及び雑踏警備業務2級検定の実施	(〃)	20

告 示**島根県告示第370号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域活性化枠）補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域活性化枠）補助金の交付の対象等を定める告示（平成28年島根県告示第302号）は、廃止する。

平成30年 5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域活性化枠）補助金

2 交付の目的

県内の自治会、特定非営利活動法人、商店街振興組合等（以下「自治会等」という。）に対し、再生可能エネルギー発電設備の導入に要する経費を助成することにより、再生可能エネルギーを活用した地域活性化の取組を支援することを目的とする。

3 交付対象者、交付対象事業、対象設備、対象経費及び交付金額**(1) 交付対象者**

(2)に規定する事業を実施しようとする自治会等であって、次の要件を全て満たすもの

- ア 県内に主たる事務所等を設置している法人又は団体であること。
- イ 定款又はこれに類する規約等を有すること。
- ウ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- エ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- オ その他事業の適正な執行ができないと認められる特段の理由がないこと。

(2) 交付対象事業

自治会等が所在する市町村の区域において再生可能エネルギー発電設備を設置し、売電事業又は自家消費事業を行う場合であって、次のいずれかに該当するもの

ア 売電による収入を次の地域活性化事業の経費に充てるもの（地域活性化に資さない単なる施設又は設備の維持管理費等の固定費に充てる場合を除く。）

- (ア) 地域の祭り等文化活動
- (イ) 環境保護活動
- (ウ) 福祉事業
- (エ) 物産販売イベント
- (オ) デマンドタクシー等の運営
- (カ) その他知事が認めるもの

イ アの地域活性化事業に必要な施設又は設備に発電電力を供給するもの

(3) 対象設備

補助金交付の対象となる再生可能エネルギー発電設備（以下「対象発電設備」という。）にあつては次のアからオまでの要件に、補助金交付の対象となる蓄電池（以下「対象蓄電池」という。）にあつてはカ又はキの要件に適合したもの

- ア 太陽電池モジュール等の公称最大出力の合計値が原則として50キロワット未満の規模のものであること。
- イ 設置前において使用に供されていないものであること。

ウ 電力会社と系統連系するものであること。

エ 建築物の屋根等に設置する場合は、次のいずれかを満たすものとする。

(7) 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物

(4) 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物

(ウ) 耐震改修整備を実施した建築物

オ 交付対象者と代表者が同一である又は資本関係がある事業者への発注及び設置工事に係る対象設備は、除くものとする。

カ 対象発電設備と併せて導入し、当該設備に接続する場合

キ 既設の再生可能エネルギー発電設備に接続する場合

(4) 対象経費

事業に要する経費のうち、本工事費、付帯工事費（当該事業の実施に必要な不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費を含む。）、機械装置等購入費（事業に必要な機械装置等の購入、製造、修繕、据付等に必要な経費（土地の取得及び賃借料を除く。））及び別途知事が認める費用

(5) 交付金額

1 自治会等当たりの交付金額は、売電事業を行う場合にあっては(4)の経費の合計額を次表の条件により借り入れるものとみなして算定した借入利率の合計額に相当する額（上限150万円）とし、自家消費事業にあっては(4)の経費の合計額の2分の1（上限100万円）とする。また、対象蓄電池を導入する場合の交付金額は、10万円（10万円を下回る場合は当該導入経費）とする。

融 資 利 率	融資期間	償還方法	経費の合計額の上限
県の募集開始時点における島根県特定非営利活動法人 支援融資の設備資金の融資利率	15年 据置なし	元金均等償還	1,000万円

備考 島根県特定非営利活動法人支援融資は、島根県特定非営利活動法人支援融資要綱（平成22年5月12日付け環総第88号）に基づく融資制度をいう。

島根県告示第371号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域貢献枠）補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域貢献枠）補助金の交付の対象等を定める告示（平成27年島根県告示第300号）は、廃止する。

平成30年5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域貢献枠）補助金

2 交付の目的

民間事業者が再生可能エネルギー発電設備の導入に要する経費を助成することにより、再生可能エネルギーを活用した地域活性化の取組を支援することを目的とする。

3 交付対象事業、対象設備、対象経費及び交付金額

(1) 交付対象事業

県内に有人の事業所を設置している個人又は法人である民間事業者が、県内の区域において再生可能エネルギー発電設備を設置し、売電事業を行う場合であって、次の全てに該当するもの

ア 交付申請日の属する月の6か月前と比較して、設備の導入完了時において、県内で新たに1名以上の常用雇用（期間の定めのない雇用又は1か月を超える期間を定めて雇用し契約更新の定めがあるものをいう。）が発生していること。

イ 補助対象設備の県内調達率が30パーセント以上であること。

ウ 地域貢献として事業収益の一部を補助対象設備の設置地域において実施される次に掲げる事業に還元すること。

- (7) 地域の祭り等文化活動
- (イ) 環境保護活動
- (ロ) 福祉事業
- (ハ) 物産販売イベント
- (ニ) デマンドタクシー等の運営
- (ホ) その他知事が認めるもの

(2) 対象設備

次の要件に適合したもの

ア 太陽電池モジュール等の公称最大出力の合計値が50キロワット以上の規模のものであること。

イ 設置前において使用に供されていないものであること。

ウ 電力会社と系統連系するものであること。

エ 建築物の屋根等に設置する場合は、次のいずれかを満たすものとする。

- (7) 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物
- (イ) 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物
- (ロ) 耐震改修整備を実施した建築物

オ 交付対象者と代表者が同一である又は資本関係がある事業者への発注及び設置工事に係る対象設備は、除くものとする。

(3) 対象経費

事業に要する経費のうち、本工事費、付帯工事費（当該事業の実施に必要不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費を含む。）、機械装置等購入費（事業に必要な機械装置等の購入、製造、修繕、据付等に必要な経費（土地の取得及び賃借料を除く。））及び別途知事が認める費用

(4) 交付金額

1 民間事業者当たりの交付金額は、(3)の経費の合計額を次表の条件により借り入れるものとみなして算定した借入利子の合計額に相当する額（上限500万円）とする。

融 資 利 率	融資期間	償還方法	経費の合計額の上限
県が行う当該事業募集開始時点における株式会社みずほ銀行が発表する長期プライムレート	15年 据置なし	元金均等償還	5,000万円

島根県告示第372号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
藤田 裕介	ふじた整骨院	柔道整備	隠岐郡隠岐の島町平617-4	平成30年4月13日

島根県告示第373号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年 5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	廃止する事業	施術所の所在地	廃止年月日
中嶋 陽平	やすぎ整骨院	柔道整復	安来市安来町756-5	平成30年 2月27日

島根県告示第374号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大社町土地改良区の定款変更を平成30年 5月15日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年 5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第375号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年 5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町江尾116-1、119-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

桜江町江尾116-1・119-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第376号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年5月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
大田市温泉津町小浜字林西堂イ848-3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第377号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年5月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
松江市八雲町東岩坂1223、2814、2816、2817、2818-1、2819、2820
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第378号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年5月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所

浜田市三隅町岡見385内1、385-2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第379号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年 5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市三隅町河内344

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第380号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年 5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

松江市島根町野波3621 伊達秀春

〃 野井338 金村 亮

” 加賀75-1 品川定弘

(2) 加入区

島根町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第381号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条の規定により、一級河川高津川水系高津川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第3項及び同令第3条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び益田県土整備事務所津和野土木事業所に備え置き、一般の縦覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成21年島根県告示第208号）は、廃止する。

平成30年 5 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第382号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条の規定により、一級河川高津川水系津和野川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第3項及び同令第3条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び益田県土整備事務所津和野土木事業所に備え置き、一般の縦覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成20年島根県告示第670号）は、廃止する。

平成30年 5 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第383号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条の規定により、二級河川益田川水系益田川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第3項及び同令第3条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び益田県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成19年島根県告示第262号）は、廃止する。

平成30年 5 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第384号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条の規定により、一級河川斐伊川水系意宇川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第3項及び同令第3条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び松江県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成19年島根県告示第632号）は、廃止する。

平成30年 5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第385号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成30年 5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 出願人

島根県 代表者 島根県知事 溝口 善兵衛

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

隠岐郡西ノ島町大字美田字秋ノ横手1986番20から同1986番11及び同道に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と16の地点を結ぶ平成29年秋分の満潮位（D.L. +0.57メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 島根県隠岐郡西ノ島町別府字14番地 四等三角点別府（北緯36度06分58秒18、東経133度02分06秒39）

- 1の地点 基点から157度32分10秒、1,471.85メートルの地点
- 2の地点 1の地点から149度24分56秒、130.00メートルの地点
- 3の地点 2の地点から239度24分56秒、64.91メートルの地点
- 4の地点 3の地点から353度29分58秒、4.11メートルの地点
- 5の地点 4の地点から342度19分55秒、13.08メートルの地点
- 6の地点 5の地点から346度43分13秒、5.60メートルの地点
- 7の地点 6の地点から344度52分46秒、20.03メートルの地点
- 8の地点 7の地点から355度00分55秒、20.14メートルの地点
- 9の地点 8の地点から344度04分56秒、15.66メートルの地点
- 10の地点 9の地点から366度35分54秒、5.33メートルの地点
- 11の地点 10の地点から338度49分01秒、11.92メートルの地点
- 12の地点 11の地点から21度07分25秒、6.68メートルの地点
- 13の地点 12の地点から307度27分18秒、8.67メートルの地点
- 14の地点 13の地点から327度09分09秒、13.16メートルの地点
- 15の地点 14の地点から38度33分03秒、8.93メートルの地点
- 16の地点 15の地点から41度01分35秒、14.19メートルの地点

ウ 面積

5,774.05平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

隠岐郡西ノ島町大字美田字秋ノ横手1986番20、同1986番11、同1986番7、同1986番5、同1986番9、同道地内及び
隠岐郡西ノ島町大字美田字秋ノ横手1986番20から同道に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及びアの地点とオの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点 島根県隠岐郡西ノ島町別府字14番地 四等三角点別府（北緯36度06分58秒18、東経133度02分06秒39）

アの地点 基点から159度43分53秒、1,480.29メートルの地点

イの地点 アの地点から39度40分20秒、145.74メートルの地点

ウの地点 イの地点から149度24分56秒、199.96メートルの地点

エの地点 ウの地点から239度24分56秒、162.89メートルの地点

オの地点 エの地点から345度55分45秒、120.73メートルの地点

ウ 面積

24,893.73平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 出願の年月日

平成30年 4月20日

5 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁県土整備局島前事業部及び西ノ島町役場

島根県告示第386号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年 5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

雲南市

2 都市計画事業の種類及び名称

雲南都市計画下水道事業

雲南市公共下水道

3 事業施行期間

平成5年1月26日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

島根県告示第387号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成30年 5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項			
			変 更 後		変 更 前	
			売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所
822	出雲市美談町 423-2 出雲市猟友会 会長 山崎 肇	出雲市美談町 423-2	出雲市美談町 423-2 出雲市猟友会 会長 山崎 肇	出雲市美談町 423-2	出雲市塩冶善行 町2-2 出雲市猟友会 会長 土江 忠 夫	出雲市塩冶善行 町2-2

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年 5月25日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム保守管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県病院局県立病院課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年 4月 1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社山陰支社 支社長 竹岡 ゆかり 松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

169,318,307円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりそ

の例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年5月25日

島根県病院事業管理者 中川正久

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県病院局県立病院課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 山中 茂 松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

98,191,440円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年5月25日

島根県立中央病院病院長 小阪真二

1 入札の概要

(1) 調達案件

デジタルX線透視撮影システム調達及びメンテナンス業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 機器納入期限

平成30年9月30日

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（平成31年9月までは8%、平成31年10月以後は10%）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下

「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。

- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」、中分類「(1) 医療機器」に登録された者であること。
- (4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定に基づき、医療機器等の販売業及び修理業の許可を受けた者であること。
- (7) 本公告に示した調達案件を納入することができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
島根県立中央病院事務局経営部業務課
電話0853-30-6430 FAX0853-21-2975

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成30年5月25日から同年6月22日までの間(閉庁日を除く。)、(1)の場所において交付する(交付時間は、午前9時から午後5時までとする。)

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名(法人のみ)、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで電話連絡の上、FAXで申し込むこと。

- (3) 入札説明会

実施しない。

- (4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

平成30年6月25日(月)午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出場所

(1)の問合せ先

- (5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出期限

平成30年7月4日(水)午前10時30分まで

イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、7月3日(火)午後5時までに到着していること。

ウ 提出場所

平成30年7月3日(火)午後5時までは(1)の問合せ先とし、それ以降は(6)イの場所とする。

- (6) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年 7月 4日 (水) 午前10時30分

イ 場所

島根県立中央病院 3階 会議室 1

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

調達については入札者が見積もった契約金額の100分の5以上、メンテナンス業務については入札者が見積もった契約金額を契約に係る委託期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程(平成19年島根県病院局管理規程第9号)第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

調達については契約金額の100分の10以上、メンテナンス業務については契約金額を契約に係る委託期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県(島根県立中央病院)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased :

Digital X-ray fluoroscopy System including Repair and Maintenance, 1 set

(2) Desired Date of Delivery : Septemember 30 2018

(3) Place of Delivery :

Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan

(4) Bid Tendering Date and Time :

10:30 A.M. July 4 2018 (Bids by Post must be received by 5:00 P.M. on July 3 2018)

(5) Information regarding Tender :

Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第7号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 5月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
植田好雄後援会	植田 晋吾	佐々木 敏明	江津市敬川町937-3	平成30年 3月28日
ねぎ和之後援会	根冢 和之	土江 登	大田市川合町吉永1050甲	平成30年 2月16日
宮崎まさお島根後援会	浅野 俊雄	田中 浩二	松江市西嫁島一丁目3番17号 島根県建設業会館内	平成30年 4月24日
森川和英後援会	古川 忠光	湯浅 昇	江津市二宮町神主イ1157-8	平成30年 5月 7日
山下修後援会	永井 良三	森脇 悦朗	江津市跡市町360-1	平成30年 5月 1日

島根県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 5月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党出雲支部	佐々木 雄三	会計責任者の氏名	原 正雄	川上 幸博	平成29年 7月 5日
自由民主党五箇村支部	藤田 勲	主たる事務所の所在地	隠岐郡隠岐の島町南方191-1	隠岐郡隠岐の島町南方988	平成30年 2月18日
		代表者の氏名	藤田 勲	安部 和子	平成30年 2月18日
自由民主党島根県出雲市第六支部	萬代 輝正	会計責任者の氏名	中林 尚寿	川上 正彦	平成30年 3月 1日
自由民主党島根県鹿足郡第一支部	中林 芳信	主たる事務所の所在地	鹿足郡津和野町枕瀬409-1	鹿足郡津和野町枕瀬570	平成30年 3月 1日

自由民主党島根 県参議院選挙区 第四支部	島田 三郎	会計責任者の 氏名	松浦 貴久	渡部 清美	平成29年11月1日
自由民主党島根 県土地改良支部	堀江 眞	会計責任者の 氏名	田中 修	木次 誠	平成29年10月5日
自由民主党多伎 町支部	坂根 守	主たる事務所の 所在地	出雲市多伎町久村1131 - 1	出雲市多伎町多岐541- 2	平成30年4月7日
		代表者の氏名	坂根 守	柳楽 和利	平成30年4月7日
		会計責任者の 氏名	本田 一勇	坂根 守	平成30年4月7日
自由民主党広瀬 町支部	梅林 守	会計責任者の 氏名	坂東 祐	岩田 拓郎	平成30年2月20日
自由民主党瑞穂 支部	澤田 隆之	会計責任者の 氏名	平野 一成	石橋 純二	平成30年3月20日
自由民主党三隅 支部	西田 清久	代表者の氏名	西田 清久	山田 義喜	平成29年3月1日
自由民主党安来 支部	田中 明美	代表者の氏名	田中 明美	遠藤 孝	平成30年2月10日
		会計責任者の 氏名	佐伯 直行	金山 満輝	平成30年2月10日
		主たる事務所の 所在地	安来市赤江町1793- 1	安来市赤江町1106	平成30年4月27日
立憲民主党島根 県連合	亀井 亜紀子	政治団体の名 称	立憲民主党島根県連合	立憲民主党島根県総支 部連合会	平成30年3月12日
日本共産党島根 県委員会	後藤 勝彦	会計責任者の 氏名	村上 万里	岩田 剛	平成29年2月1日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の 氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
鹿翔会	中村 芳信	主たる事務所の 所在地	鹿足郡津和野町枕瀬 409- 1	鹿足郡津和野町枕瀬570	平成30年3月1日
江津まちづくり 夢づくりの会	丸田 誠司	代表者の氏名	丸田 誠司	今崎 信二	平成30年1月18日
幸福実現党出雲 後援会	三原 修一	会計責任者の 氏名	村田 純一	池田 節子	平成29年12月24日
幸福実現党浜田 後援会	堀田 正行	会計責任者の 氏名	武田 佳代子	池田 節子	平成29年12月17日
全国旅館政治連 盟島根支部	松崎 滋	主たる事務所の 所在地	松江市千鳥町83（島根 県旅館ホテル生活衛生 同業組合内）	松江市千鳥町15	平成29年5月10日
つもり良治後援 会	野津 明男	会計責任者の 氏名	門脇 勉	竹下 陽子	平成30年4月13日

中村芳信後援会	橋本 正嗣	主たる事務所の所在地	鹿足郡津和野町枕瀬 409-1	鹿足郡津和野町枕瀬570	平成30年3月1日
新井まさただ後援会	大國 竜幸	代表者の氏名	大國 竜幸	水元 俊樹	平成30年4月1日
		会計責任者の氏名	児玉 純一	井中 将貴	平成30年4月1日
ホシザキ労働組合島根支部	石倉 修	代表者の氏名	石倉 修	野津 慎次	平成29年10月1日
細木明美後援会	安達 一郎	会計責任者の氏名	山下 孝治	山本 明夫	平成29年12月23日
宮本享後援会	宮本 享	会計責任者の氏名	小村 隆司	曾田 正一	平成30年2月15日
山本浩章後援会	山本 浩章	代表者の氏名	山本 浩章	阿部 浩一	平成28年4月15日

島根県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年5月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
あなたとともに伸びゆく松江をつくる会	古瀬 章	平成29年12月31日
岩田拓郎後援会	足立 鎮雄	平成30年2月20日
江角敏和後援会	拝上 幸雄	平成29年12月31日
岡野克俊後援会	岡野 政子	平成30年3月5日
梶谷厚後援会	川上 裕惟	平成30年3月19日
川上大後援会	川上 大	平成29年12月31日
河津清後援会	古志野 与四郎	平成30年3月15日
京村まゆみ後援会	京村 真光	平成30年3月30日
幸福実現党安来後援会	田中 實	平成29年12月31日
齋藤浩文後援会	齋藤 義則	平成30年3月31日
中尾たかよし後援会	山田 順一	平成30年3月20日
中谷勝後援会	澄川 優寛	平成30年1月31日
原田義則後援会	川本 和弘	平成30年2月24日
福慎会	栗本 正美	平成30年2月28日
藤原たかひろ後援会	武島 正幸	平成29年12月31日
美保関町をおもい、よくする会	永田 一郎	平成30年3月31日
隆昌会	藤原 隆廣	平成29年12月31日
和田整後援会	佐々木 壽信	平成30年3月30日

島根県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 5月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の 氏名	資金管理団体の 名称	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
中村 芳信	鹿翔会	主たる事務 所の所在地	鹿足郡津和野町枕瀬409 - 1	鹿足郡津和野町枕瀬570	平成30年 3月 1日

島根県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 5月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
藤原 隆廣	隆昌会	平成29年12月31日

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第63号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成30年 5月25日

島根県公安委員会委員長 山 口 美 紀

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
	学科試験	実技試験	
交通誘導警備業務 1 級	学科試験	平成30年 8月29日（水）午後 1時30分から午後 4時まで	20人程度
	実技試験	平成30年10月17日（水）午前 9時から午後 5時まで	
交通誘導警備業務 2 級	学科試験	平成30年 8月29日（水）午後 1時30分から午後 4時まで	20人程度
	実技試験	平成30年10月 3日（水）午前 9時から午後 5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 交通誘導警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<input type="checkbox"/> 警備業務に関する基本的な事項 <input type="checkbox"/> 法令に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務 2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 交通誘導警備業務 1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 交通誘導警備業務 2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成30年8月6日（月）から同月10日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明す

る書面1通

オ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

島根県公安委員会告示第64号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成30年 5月25日

島根県公安委員会委員長 山口美紀

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
雑踏警備業務1級	学科試験	平成30年8月29日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	平成30年10月24日（水）午前8時30分から午後5時まで	
雑踏警備業務2級	学科試験	平成30年8月29日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	平成30年10月10日（水）午前8時30分から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 雑踏警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に

	関すること。
実技試験	○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務 2級検定

区 分	科 目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務 1級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務 2級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成30年8月6日（月）から同月10日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 4の(1)のアに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務

従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 雑踏警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

13,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。